



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

震災に伴う休業等の取り扱い



突如として東日本を襲った大地震から10日ほどがたちました。皆様におかれましては被害の状況はいかがでしょうか。地震やそれに伴う計画停電の影響で会社を休業したり、交通機関の乱れにより社員が出勤できなかったり、自宅待機を命じたりといった事態が起きている場合もあるかと思えます。今回のあおぞらレターは、災害に伴って休業する場合の休業手当の考え方等についてご案内いたします。

震災に伴う休業時の休業手当の支払義務

休業手当の支払いが必要な時 = 「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は休業手当を支払わなければならない」 → 労働基準法第26条

考え方のポイント

休業の理由が

会社の外部の問題に起因する

かつ

経営者が最大の注意を尽くしていても
なお避けることができない事故

不可抗力のものであり、使用者の責めとは言えない

休業手当の支払義務無し



今回の震災の場合は.....

地震により会社の建物が損壊したため休業
計画停電のために停電の実施時間帯を休業

不可抗力のものであり、使用者の責めとは言えない

休業手当の支払義務無し

次のような場合は、具体的な事由により個別に判断されます

計画停電による休業の場合で計画停電実施時間帯以外の時間も含めて休業とする場合は他の手段の可能性や会社の休業回避のための努力等を総合的に考えて、休業手当の支払義務を判断

地震による顧客数や注文数の減少に伴う休業等の場合は、具体的な事由により個別に休業手当の支払義務を判断



交通機関の運休に伴う欠勤時の取り扱い

考え方のポイント

基本的には欠勤でありノーワーク・ノーペイの原則により給与を支払う義務はない

ただし

欠勤の理由は交通機関の運休によるもので、本人に落ち度はないため、有給休暇の使用を認めたり、休業補償を払ったりしても良い

詳しくは弊所までお問い合わせください。TEL . 03-3526-4277